

○厚生労働省告示第百七十七号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第二項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和五年四月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準

一 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第二項の厚生労働大臣が定める物は、別表の左欄に掲げる物とする。

二 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の厚生労働大臣が定める濃度の基準は、別表の左欄に掲げる物の種類に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる値とする。この場合において、次のイ及びロに掲げる値は、それぞれイ及びロに定める濃度の基準を超えてはならない。

イ 一日の労働時間のうち八時間のばく露における別表の左欄に掲げる物の濃度を各測定の実定時間により加重平均して得られる値（以下「八時間時間加重平均値」という。） 八時間濃度基準値

ロ 一日の労働時間のうち別表の左欄に掲げる物の濃度が最も高くなると思われる十五分間のばく露における当該物の濃度を各測定の実定時間により加重平均して得られる値（以下「十五分間時間加重平均値」という。） 短時間濃度基準値

三 前号に規定する濃度の基準について、事業者は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

イ 別表の左欄に掲げる物のうち、八時間濃度基準値及び短時間濃度基準値が定められているものについて、当該物のばく露における十五分間時間加重平均値が八時間濃度基準値を超え、かつ、短時間濃度基準値以下の場合にあつては、当該ばく露の回数が一日の労働時間中に四回を超えず、かつ、当該ばく露の間隔を一時間以上とすること。

ロ 別表の左欄に掲げる物のうち、八時間濃度基準値が定められており、かつ、短時間濃度基準値が定められていないものについて、当該物のばく露における十五分間時間加重平均値が八時間濃度基準値を超える場合にあつては、当該ばく露の十五分間時間加重平均値が八時間濃度基準値の三倍を超えないよう

にすること。

ハ 別表の左欄に掲げる物のうち、短時間濃度基準値が天井値として定められているものについて、当該物のばく露における濃度が、いかなる短時間のばく露におけるものであるかを問わず、短時間濃度基準値を超えないようにすること。

ニ 別表の左欄に掲げる物のうち、有害性の種類及び当該有害性が影響を及ぼす臓器が同一であるものを二種類以上含有する混合物の八時間濃度基準値については、次の式により計算して得た値（以下この二において「換算値」という。）が一を超えないようにすること。

$$C = \frac{C_1}{L_1} + \frac{C_2}{L_2} + \dots$$

この式において、 C 、 C_1 、 C_2 ……及び L_1 、 L_2 ……は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 換算値

C_1 、 C_2 …… 物の種類ごとの八時間時間加重平均値

L_1 、 L_2 …… 物の種類ごとの八時間濃度基準値

ホ ニの規定は、短時間濃度基準値について準用する。この場合において、ニの規定中「八時間時間加重
平均値」とあるのは「十五分間時間加重平均値」と、「八時間濃度基準値」とあるのは「短時間濃度基
準値」と読み替えるものとする。

別表（第一号～第三号関係）

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アクリル酸エチル	2 ppm	—
アクリル酸メチル	2 ppm	—
アクロレイン	—	0.1 ppm [※]
アセチルサリチル酸（別名アスピリン）	5 mg/m ³	—
アセトアルデヒド	—	10 ppm
アセトニトリル	10 ppm	—
アセトンシアノヒドリン	—	5 ppm
アニリン	2 ppm	—
1－アリルオキシ－2，3－エポキシプロパン	1 ppm	—
アルファ－メチルスチレン	10 ppm	—
イソプレン	3 ppm	—
イソホロン	—	5 ppm
一酸化二窒素	100 ppm	—
イブシロン－カプロラクタム	5 mg/m ³	—
エチリデンノルボルネン	2 ppm	4 ppm
2－エチルヘキサン酸	5 mg/m ³	—
エチレングリコール	10 ppm	50 ppm
エチレンクロロヒドリン	2 ppm	—
エピクロロヒドリン	0.5 ppm	—
塩化アリル	1 ppm	—
オルト－アニシジン	0.1 ppm	—
キシリジン	0.5 ppm	—
クメン	10 ppm	—
グルタルアルデヒド	—	0.03 ppm [※]
クロロエタン（別名塩化エチル）	100 ppm	—
クロロピクリン	—	0.1 ppm [※]
酢酸ビニル	10 ppm	15 ppm
ジエタノールアミン	1 mg/m ³	—
ジエチルケトン	—	300 ppm
シクロヘキシルアミン	—	5 ppm
ジクロロエチレン（1，1－ジクロロエチレンに限る。）	5 ppm	—
2，4－ジクロロフェノキシ酢酸	2 mg/m ³	—
1，3－ジクロロプロペン	1 ppm	—
2，6－ジターシャリーブチル－4－クレゾール	10 mg/m ³	—
ジフェニルアミン	5 mg/m ³	—

ジボラン	0.01 ppm	—
N, N-ジメチルアセトアミド	5 ppm	—
ジメチルアミン	2 ppm	—
臭素	—	0.2 ppm
しょう腦	2 ppm	—
タリウム	0.02 mg/m ³	—
チオリン酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	0.01 mg/m ³	—
テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)	2 mg/m ³	—
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	0.2 mg/m ³	—
トリクロロ酢酸	0.5 ppm	—
1-ナフチル-N-メチルカルバメート(別名カルバリル)	0.5 mg/m ³	—
ニッケル	1 mg/m ³	—
ニトロベンゼン	0.1 ppm	—
N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル (別名ベノミル)	1 mg/m ³	—
パラ-ジクロロベンゼン	10 ppm	—
パラ-ターシャリーブチルトルエン	1 ppm	—
ヒドラジン及びその一水和物	0.01 ppm	—
ヒドロキノ	1 mg/m ³	—
ビフェニル	3 mg/m ³	—
ピリジン	1 ppm	—
フェニルオキシラン	1 ppm	—
2-ブテナール	—	0.3 ppm [※]
フルフラール	0.2 ppm	—
フルフリルアルコール	0.2 ppm	—
1-ブロモプロパン	0.1 ppm	—
ほう酸及びそのナトリウム塩(四ほう酸ナトリウム十水和物(別名ホウ砂)に限る。)	ホウ素として 0.1 mg/m ³	ホウ素として 0.75 mg/m ³
メタクリロニトリル	1 ppm	—
メチル-ターシャリーブチルエーテル(別名MTBE)	50 ppm	—
4, 4'-メチレンジアニリン	0.4 mg/m ³	—
りん化水素	0.05 ppm	0.15 ppm

りん酸トリトリル(りん酸トリ(オルトートリル)に限る。)	0.03 mg/m ³	—
レソルシノール	10 ppm	—

備考

- 1 この表の中欄及び右欄の値は、温度 25 度、1 気圧の空気中における濃度を示す。
- 2 ※の付されている短時間濃度基準値は、第二号ロの規定の適用の対象となるとともに、第三号ハの規定の適用の対象となる天井値。